



# コトマチ計画

## 児童遊園から始まる能動的なまちなか場づくり提案



### 00 背景

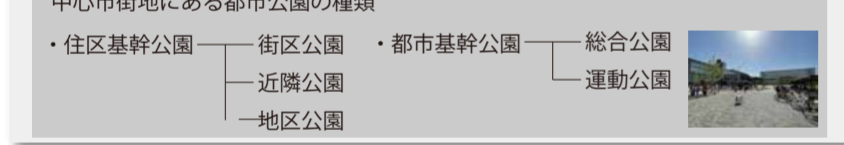
・代り映えの無い活動が生まれない児童遊園  
 児童遊園（じどうちうえん）とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設のついで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設である。主にブランコ、砂場、すべり台の3種がどの児童遊園にも設置され同じ光景が各所にみられる。



### ・児童遊園と公園の違い

児童遊園 目的：遊ぶことを目的にした施設 対象：児童  
 公園 目的：人の憩いを目的にした庭園や遊園地 対象：全て

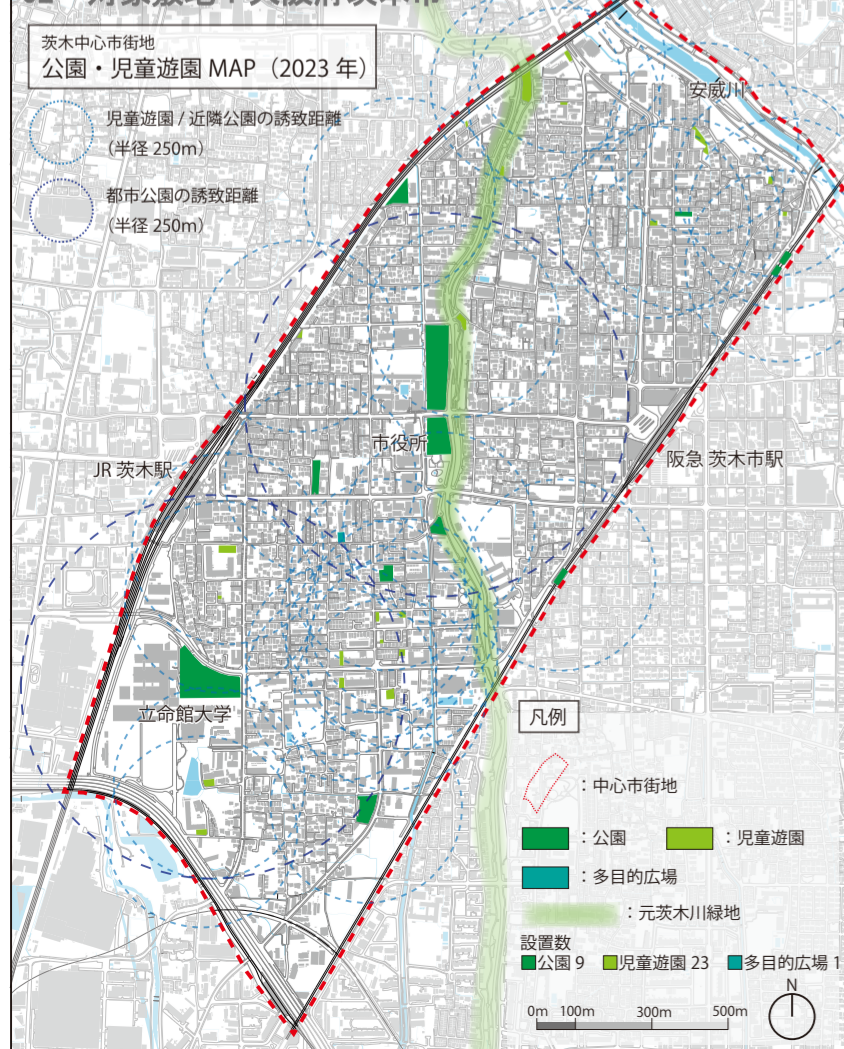
中心市街地にある都市公園の種類



### 01 仮設

遊ぶことだけを目的に、児童のみを対象とした児童遊園は、茨木中心市街地において活動を生まず必要ないのではないかと。

### 02 対象敷地：大阪府茨木市

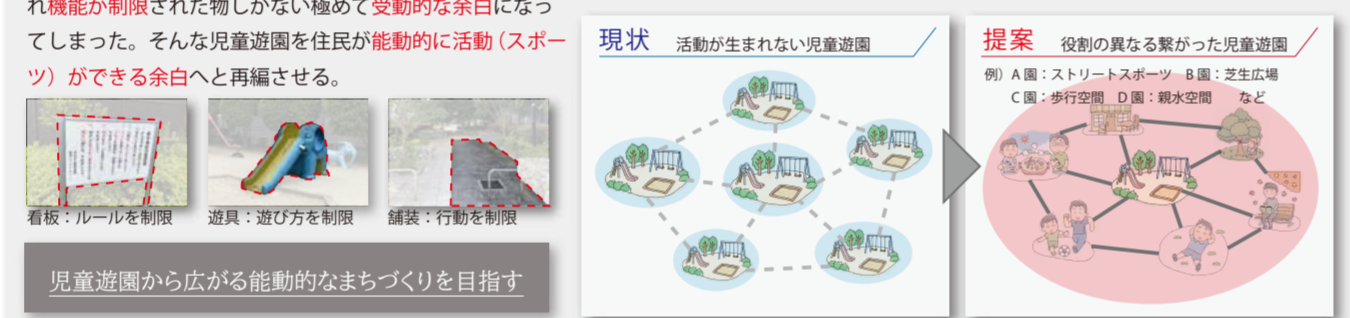


### 02 プログラム

児童遊園を公共資源と捉え、多様に変化する時代に合わせ活動を行うことができる場へと再編する

a. 都市の余白を能動的な空間に b. 個性を持った児童遊園のネットワーク化

都市の余白は自由であり可能性がありふれた場所であるはずである。そんな都市の余白の最たるものが児童遊園ではないだろうか。しかし、今日の児童遊園はルールが制定され機能が制限された物しかない極めて受動的な余白になってしまった。そんな児童遊園を住民が能動的に活動（スポーツ）ができる余白へと再編される。



### c. 場の作り方

モノ思考で作られた児童遊園をその場に対するコトに対応して活動できる空間を構成する

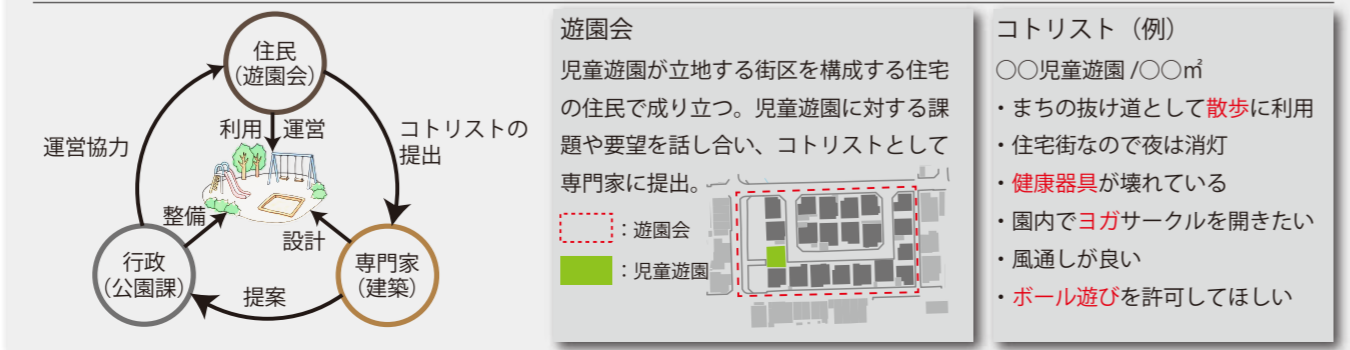
現：機能的価値（モノ思考） 行政が決定  
 提案：意味的価値（コト思考） 住民が決定



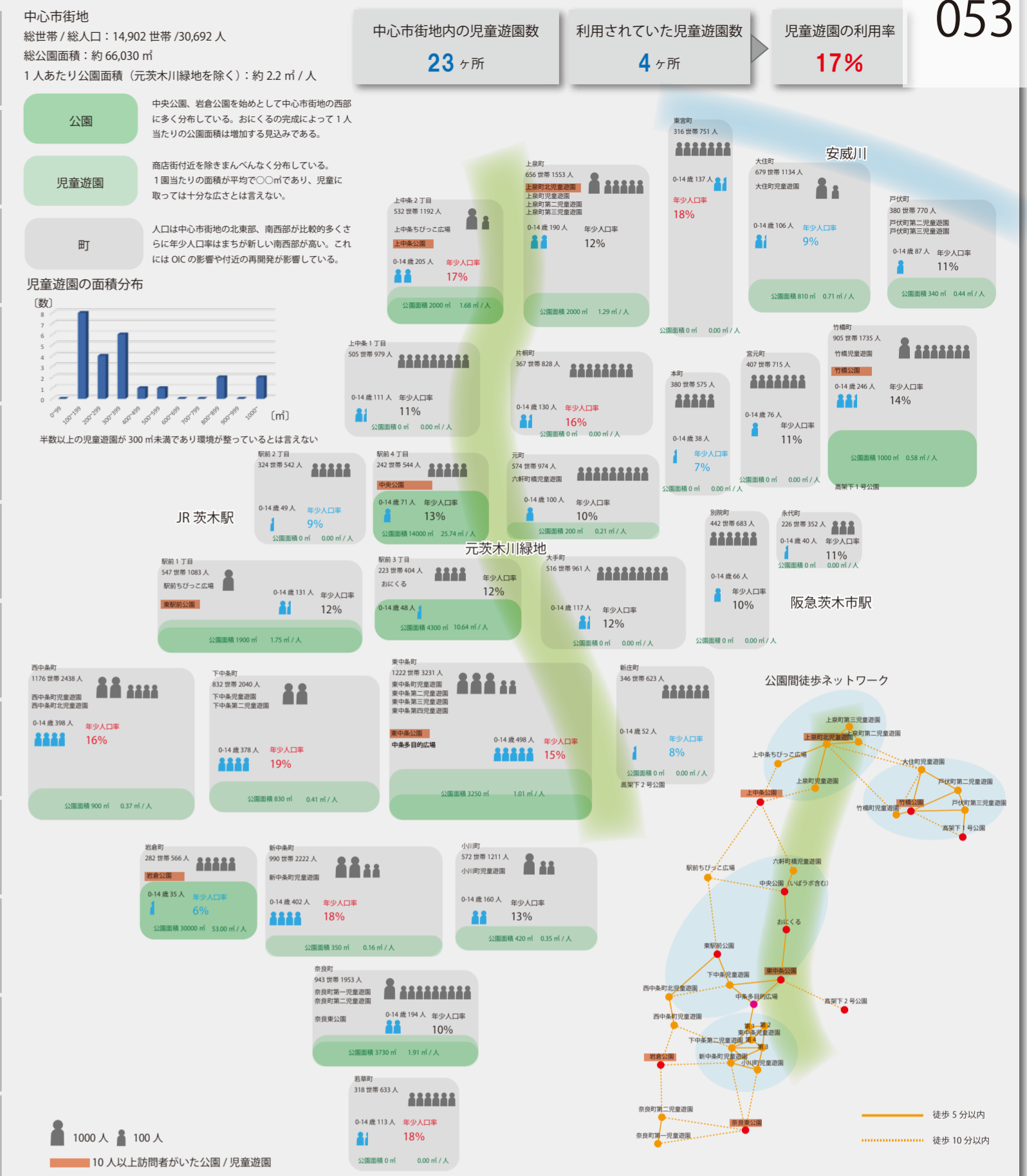
境界を分けるモノ1つ、遊ぶモノ1つを見てもコトの違いによってデザインの仕方は多種多様である。児童遊園が立地する場所それぞれの個別解（活動/スポーツの仕方）がある。

### d. 運営/活用方法

行政、専門家協力のもと住民主導の活動的な児童遊園運営を目指す



児童遊園名	面積 (㎡)	遊具
①東中条児童遊園	220㎡	ベンチ、滑り台、砂場、ブランコ、鉄棒、くわぐり
②東中条第二児童遊園	280㎡	ベンチ、滑り台、砂場、ブランコ、物置
③東中条第三児童遊園	250㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ、鉄棒
④東中条第四児童遊園	100㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ
⑤下中条児童遊園	300㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ、鉄棒
⑥下中条第二児童遊園	190㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ、テーブル、バーゴラ
⑦西中条児童遊園	100㎡	砂場、滑り台、ブランコ、物置
⑧西中条第二児童遊園	800㎡	滑り台、ブランコ、スイング遊具
⑨新中条児童遊園	110㎡	健康器具
⑩上原町児童遊園	110㎡	滑り台、砂場、ブランコ、スイング遊具
⑪上原町第二児童遊園	140㎡	ベンチ、滑り台、砂場、ブランコ、物置
⑫上原町北児童遊園	300㎡	滑り台、ブランコ、スイング遊具
⑬大住町児童遊園	810㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ、スイング遊具
⑭戸伏町第二児童遊園	170㎡	滑り台、砂場、ブランコ、スイング遊具
⑮戸伏町児童遊園	170㎡	滑り台、砂場、ブランコ、スイング遊具
⑯竹橋町児童遊園	300㎡	ベンチ、滑り台、砂場、ブランコ、スイング遊具
⑰小川町児童遊園	400㎡	ブランコ
⑱分岐町児童遊園	1300㎡	ベンチ、滑り台、ブランコ
⑳上中条ちびっこ広場	100㎡	滑り台、砂場
㉑中条多目的広場	1300㎡	ベンチ、土壌



### 04 ケースモデル / 東中条第四児童遊園

期待する能動的行為/活動  
 ①簡易制作物  
 a. 傾斜ベンチ b. 2段ベンチ c. コミ庫ベンチ  
 ②斜面によって生まれる活動  
 d. 簡易柵 e. えんがわ f. ターフ  
 ③快適に座れる(会話) ④長時間は困難(ストリートスポーツ) (そりすべり)  
 ⑤滑り台の上限  
 ⑥点検センサー  
 ⑦プロジェクター